

千葉市公告第652号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年7月29日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

（1）委託名

令和6年度千葉市出資団体監査等支援業務委託

（2）履行場所

千葉市中央区千葉港1番1号 他

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請書の提出期間最終日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

（3）公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項に基づく監査法人または同法第43条第1項の日本公認会計士協会に登録されている公認会計士であること。

（4）令和元年度から令和5年度までに、地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査業務を履行した実績を有する者であること。

（5）令和5年度以降に、監査対象出資団体と利害関係を有していない者であること。

（6）ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市監査委員事務局行政監査課総務班

電話 043-245-5495

4 入札参加手続

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出書類を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3の契約事務担当課が指定する申請書類（紙入札方式参加申請書）を次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に書留郵便による郵送又は持参により、前記3へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和6年8月13日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

委託業務経歴書

5 入札説明書の配布

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札期間

令和6年8月20日（火）午前9時から令和6年8月27日（火）午前11時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

(2) 開札日時 令和6年8月27日（火）午後2時00分

(3) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所財政局資産経営部契約課入札室（立会い不要）

(4) 入札方法 総価で行う。

(5) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

落札候補者は開札日の翌日（翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日）の午前中までに積算内訳書（前記3の契約事務担当課が指定する様式を用いること）を提出するものとする。積算内訳書に不備がないことが認められた場合、入札参加資格の確認を行う。

落札候補者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該落札候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として積算内訳書及び入札参加資格の確認を行う。

(7) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効または失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

(8) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。また、紙入札方式へ移行した者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

(9) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封緘した上で、郵送又は持参により前記3へ提出すること。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札は執行する。

(2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(6) 詳細は、入札説明書による。